

東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の
公開に係る運用基準

平成30年2月22日総務部長決定

29清総企第475号

改正 平成30年4月27日30清総企第49号

(目的)

第1条 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会（以下「改定検討委員会」という。）設置要綱（平成21年3月18日副管理者決定20清総企第416号）により設置される改定検討委員会の公開に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(会議の一部又は全部の非公開)

第2条 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会設置要綱第6条第1項ただし書きの規定により、改定検討委員会の会議（以下「会議」という。）が次の各号のいずれかに該当し、改定検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開にすることができる。

- (1) 会議で取り扱う情報が、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例（平成12年4月1日条例第3号）第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な検討が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(傍聴の定員等)

第3条 委員長は、会場等の事情を考慮し、会議に支障が生じない場所に傍聴席を10名分程度設置する。

2 委員長は、設置した座席数以内で傍聴を認めるものとする。ただし、委員長が必要と認める場合はこの限りではない。

(傍聴の手続等)

第4条 傍聴の申込の受付は、原則として会議開始予定30分前から会議開始時までとする。

2 前項の傍聴を申し込む者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴者受付簿に記入しなければならない。ただし、報道機関にあっては氏名の外、会社名、所属部署及び連絡先を記入するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を遵守し、係員の指示に従わなければならない。

- (1) 危険物、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を持ち込まないこと。

- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は持ち込まないこと。
- (3) 会議中は写真撮影、録画、録音等を行わないこと（会議開催前に委員長が特に認める場合を除く。）。
- (4) 携帯電話などは、電源を切るかマナーモードにすること。
- (5) 酒気を帯びていないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 議場における言論に対して、発言、拍手その他の方法により意見を表明しないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反者への措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反し、会議の妨げになると認められるときは、委員長は、違反者に注意することができる。ただし、注意をしてもこれを改めないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(会議の一時中断等)

第7条 前条ただし書きによる退場の指示に従わず、会議の円滑な進行が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められるときは、委員長は、会議を一時中断し、又は中止することができる。

(委任)

第8条 本基準に定めのないことは、委員長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月1日から施行する。